

実績評価書

(厚生労働省2(I-3-1))

施策目標名	医療情報化の体制整備の普及を推進すること(施策目標I-3-1) 基本目標I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標I-3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること						
施策の概要	質の高い医療提供体制の構築のためには、医療サービス利用者も含めた関係者間での適時適切な情報共有が不可欠であり、情報通信技術(ICT)の活用は情報共有に有効な手段であることから、保健医療分野における情報連携を推進する。						
施策実現のための背景・課題	1	<ul style="list-style-type: none"> 質の高い医療提供体制の構築等のためには、医療サービス利用者も含めた関係者間での適時適切な情報共有が不可欠であり、情報通信技術(ICT)の活用は情報共有に有効な手段である。 一方で、情報通信技術(ICT)の活用方法は多様化するとともに、互換性が必ずしも十分に確保されていないという課題もある。 そのため、医療に係る情報の特性を踏まえた個人情報保護に十分に配慮しながら、標準的な規格に基づいた相互運用性の確保や将来の拡張性を考慮しコスト低減に努める等、情報通信技術(ICT)の活用を持続可能なものとして進めていくことが重要である。 					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
施策の予算額・執行額等	目標1 (課題1)	保健医療分野における情報連携の推進			医療サービス利用者も含めた関係者間での適時適切な情報共有を推進することで、個人情報保護に配慮しつつ、標準的な規格に基づいた相互運用性の確保や将来の拡張性を考慮した、質の高い医療提供体制の構築等につなげるため。		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	区分 予算の状況(千円)	平成29年度 当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	平成30年度 1,017,097 0 0 1,017,097	令和元年度 31,506,298 0 0 31,506,298	令和2年度 78,816,222 970,219 -970,219 78,816,222	令和3年度 955,729	
	執行額(千円、d)	357,483	650,077	30,611,416	77,548,761		
	執行率(%、d/(a+b+c))	69.2%	63.9%	97.2%	98.4%		
	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)				
	I 経済財政運営と改革の基本方針2021 II 成長戦略フォローアップ	I・II 2021年6月18日	<p>I 医療機関・介護事業所における情報共有とそのための電子カルテ情報や介護情報の標準化の推進、など、データヘルス改革に関する工程表に則り、改革を着実に推進する。</p> <p>II 電子カルテ情報及び交換方式の標準化については、2020年12月に医療現場の有用性を考慮し、技術の発展に対応できるような国際的なデータ連携仕様等に基づいた、HL7 FHIRの規格を用いることを検討することとされたことを踏まえ、医療情報化支援基金の活用等により、実務的な調整・設計を踏まえた標準化や中小規模の医療機関を含めた電子カルテの導入を促進するため、具体的な方策について結論を得る。</p>				

達成目標1について		保健医療分野における情報連携の推進						
測定指標	指標1 電子カルテの普及率(一般病院400床以上) (アウトカム)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
		<ul style="list-style-type: none"> 保健医療分野における情報連携を進める上で、その基盤となる医療情報システム(電子カルテ)の普及率を指標とする。 日本再興戦略(閣議決定)等において、「2020年度までに400床以上の一般病院における電子カルテの普及率を90%」にするとの目標を掲げている。 当該普及率については、厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室が実施している「医療施設(静態)調査」を利用する。(3年に1度の調査) 						
		基準値	実績値				目標値	主要な指標
		平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度
		77.5%	-	85.4%	-	-	集計中(令和4年4月頃公表予定)	90%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	90%	(○)

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)②【目標達成】
	総合判定	(判定結果) A【目標達成】 (判定理由) <ul style="list-style-type: none">平成29(2017)年10月時点での400床以上の一般病院における電子カルテの普及率は85.4%であり、57.3%であった平成23(2011)年10月比で+28.1%ポイントとなっており、目標達成に向けて順調に推移している。令和2(2020)年度の数値が出る令和4(2022)年度に本KPIの進捗を評価する予定だが、目標達成に向けて十分に進捗しているものと考えられるため、判定結果はAとした。
	施策の分析	(有効性の評価) <ul style="list-style-type: none">電子カルテをはじめとしたICTの導入は医療の円滑化や働き方改革の推進に資するものであり、保健医療分野における情報連携の推進という目標達成のために有効である。平成29(2017)年10月時点での400床以上の一般病院における電子カルテの普及率は85.4%であり、指標は順調に進捗しているため、有効性はあるものと考える。
		(効率性の評価) <ul style="list-style-type: none">ICTを活用した医療情報連携の際に必要となる標準マスターの整備及び普及等、情報連携に資するような電子カルテの普及のための取組を行うなど、効率的な取組を行っている。

	(現状分析)
	<ul style="list-style-type: none"> ・電子カルテの普及率は順調に進捗している。異なるカルテ同士の情報を交換する規格の標準化を図るため、令和2年12月、社会保障審議会医療部会において、汎用性のある国際的な規格を用いる方針を決定した。 ・今後の具体的な進め方については、①医療機関同士などでデータ交換を行うための規格を定める、②交換する標準的なデータの項目、具体的な電子的仕様を定める、③当該仕様について、標準規格として採用可能かどうか審議の上、標準規格化を行う、④標準化されたカルテ情報及び交換方式を備えた製品の開発をベンダーにおいて行う、⑤医療情報化支援基金等により標準化された電子カルテ情報及び交換方式等の普及を目指すこととしている。
次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) <ul style="list-style-type: none"> ・電子カルテの普及率は順調に推移していることから、引き続き、医療情報化支援基金を活用した中小規模の医療機関への電子カルテ導入支援等、すべての医療機関のICT化が促進されるような取組を促進していく。 ・「データヘルス改革に関する工程表」(第8回データヘルス改革推進本部(令和3年6月4日)決定)に基づき、医療機関間における情報共有を可能にするための電子カルテ情報等の標準化に向けた取組を進める。 ・これらの状況を踏まえて、指標の必要な見直しについて検討を行う。

学識経験を有する者の知見の活用	第10回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキング(令和3年8月18日開催)で議論いただいたところ、以下の意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。 <p>① 指標1は400床以上の一般病院における電子カルテの普及率を測定しているが、将来的には、中小規模の病院についても電子カルテの普及率のような指標を設けることを考えているか。 ⇒ 電子カルテ情報等の標準化に向けた取組の状況等を踏まえ、指標の必要な見直しについて検討を行う。</p>
-----------------	--

参考・関連資料等	データヘルス改革に関する工程表 URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000291687_00007.html 電子カルテシステム等の普及率の推移(指標1関係) URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/johoka/index.html
----------	--

担当部局名	医政局研究開発振興課 医療情報技術推進室 政策統括官付情報化担当参事官室	作成責任者名	医政局研究開発振興課 医療情報技術推進室 長 田中彰子 大臣官房参事官(情報化担当) 山内孝一郎	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	--	--------	---	----------	--------